

# 公証制度の電子化の状況と今後の方向性について

## 公証事務の概要と電子化の状況

### ■ 私書証書等の認証

私人の作成した文書（私署証書（\*））や定款について、公証人が、作成名義の真正性等を証明するもの  
 （\*）主に、外国の官公署等に提出する書類について利用されている。

### ■ 確定日付の付与

私文書の確定日付を付与し、その日付における文書の存在を証明するもの（債権譲渡の対抗要件等に活用）

### … 現行制度下でデジタル化対応可能

- ✓ オンラインによる嘱託行為及び必要文書の提出を可能に
- ✓ 電子署名の付与された私書証書等の認証
- ✓ 内容の正確性の確認、嘱託人の意思の確認についてウェブ会議システムの活用

### ■ 公正証書の作成

法律行為その他私権に関する事実について公証人が作成する証書（金銭貸借、売買、賃貸借等）。  
 一定の要件を満たす公正証書は、執行力（強制執行をすることができる効力）を有する。

### … 書面・押印・対面を要する手続が残存（別紙参照）

## 今後の方向性

### ○ 規制改革実施計画（令和3年6月18日閣議決定）

法務省は、遅くとも令和7年度までに公正証書の作成に係る一連の手続のデジタル化を目指すこととし、関連する民事裁判手続のIT化に向けて民事訴訟法改正案が令和4年に提出されること等を踏まえて、具体的な工程表を作成の上、必要な措置を講ずる。

[ 令和3年度中に工程表を作成し、遅くとも令和7年度までに順次措置 ]

### <スケジュール>

